

「中小M&A推進計画」における記載内容		これまでの取組状況	今後の取組方針	整理後のフォローアップ項目(2024年以降)	
小規模・超小規模 M&A の円滑化					
課題①-Ⅰ: 事業承継・引継ぎ支援センターとM&A支援機関の対応不足					
取組①: 事業承継・引継ぎ支援センターとM&A支援機関の連携強化(センター間の連携強化を含む)					
	1	● 2022年度に、商工団体や地域金融機関、土業等専門家をはじめとするM&A支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターの連携を強化するため、これまで事業承継・引継ぎ支援センターをあまり活用したことがないM&A支援機関とのコミュニケーションの活性化も念頭に、各事業承継・引継ぎ支援センターにおいて研修会等を積極的に開催する。	● 2022年度に、商工団体や地域金融機関、土業等専門家をはじめとするM&A支援機関と連携してセミナーや研修会等を4,537回(前期比+422件)実施。	● 今後も、これまで事業承継・引継ぎ支援センターをあまり活用したことがない商工団体や地域金融機関、土業等専門家をはじめとするM&A支援機関との関係性の構築、連携強化のため、セミナーや研修会等を積極的に開催する。	—
	2	● また、商工団体や地域金融機関、土業等専門家をはじめとするM&A支援機関から事業承継・引継ぎ支援センターに紹介された案件について、紹介後にも必要に応じて両機関が連携して支援を行えるよう、2021年度中に、紹介元のM&A支援機関に対する紹介後の案件の進捗状況等に関する適切な情報共有のあり方等について検討を行い、必要に応じて事業承継・引継ぎ支援センターの業務フロー等を見直す。	● 事業承継・引継ぎ支援センターからM&A支援機関への情報共有に当たっては、相談者の意向を踏まえて対応することを原則としつつ、進捗状況や情報共有の範囲について慎重に対応。	● 機微な事業承継の情報に関しては、情報漏洩リスクや秘密保持義務の観点から、案件毎に慎重に対応すべきとの要請もあるため、個別案件ごとにM&A支援機関の理解を得ながら適切に対応されるよう、引き続き、事業承継・引継ぎ支援センターに促していく。	—
	3	● 2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターの登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターの登録状況や支援実績等を踏まえ、更新制の導入を含め、公平性の観点から登録に係る基準等を見直す。なお、対面ではなく、Web上での支援を行うM&Aプラットフォームについても、仲介支援等を行う場合には、登録民間支援機関に含まれ得る。	● 2023年度において、中小企業庁と連携したM&Aプラットフォームが仲介業務やFA業務を行うことができる場合には、センターから二次対応の橋渡し先となるように位置づけを行った。	● 今後も、支援実績等を踏まえ、登録民間支援機関及びマッチングコーディネーター(仲介支援等を行う場合のM&Aプラットフォームも含む)の活動の活性化を促す。	● 事業承継・引継ぎ支援センターの登録民間支援機関及びマッチングコーディネーター(仲介支援等を行う場合のM&Aプラットフォームも含む)の活動の活性化を促し、登録状況や支援実績等を踏まえ、引き続き、登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターをより活性化するための検討を行う。
	4	● 現在、事業承継・引継ぎ支援センターはM&Aプラットフォーム事業者との連携に取り組んでいるところ。2021年度早期に連携が決定している他との二者との連携を開始する。引き続き、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望するM&Aプラットフォームの掘り起こしを行い、M&Aプラットフォームの活動状況や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、連携基準の見直しも必要に応じて検討する。	● 事業承継・引継ぎ支援センターはこれまでにM&Aプラットフォーム3者と連携し、M&Aプラットフォームのプラットフォーム上にセンターの案件を累計2,236件掲載。	● 既に連携を実施しているM&Aプラットフォームの状況や、他のプラットフォームの活動状況等を踏まえながら、連携方法の改善等を実施する。	● 事業承継・引継ぎ支援センターとM&Aプラットフォームとの連携を継続し、実務や運用を踏まえて、必要に応じて改善等を行う。
	5	● M&Aプラットフォームのデータベースとの連携強化も念頭に、マッチングの成約率向上の観点から、事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースを2021年度から3年程度をかけて段階的に改修する。	● 2022年度は、更なるマッチング機会を創出するための、業種区分の細分化やリコメンド機能強化等を行い、必要な改修を行った。	● 事業承継・引継ぎ支援センターの業務効率化を目指し、案件検索機能の強化や多要素認証をはじめとしたセキュリティ機能の強化を行う。	● 2023年度において、中小企業基盤整備機構における次期中期計画にあわせ、事業承継・引継ぎ支援センターが利用するデータベースのあり方を含めた検討を行う。また、データベースのあり方を含めた検討結果を踏まえ、2024年度以降の中期計画期間中において、事業承継・引継ぎ支援センターの業務効率化や相談者の更なるマッチング機会の創出及びマッチング可能性を高める機能の付加などの対応を実現していく。
	6	● なお、データベース改修前においても、当面の措置として、データベースの備考欄の記載情報を充実させたり、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの相談情報をデータベース化した中小企業基盤整備機構が運営するノンネームデータベース(NNDB)の業種区分を細分化したりするなど、可能な範囲で改善に取り組む。	● M&Aプラットフォームの運用も参考にしつつ、マッチングの成約率向上の観点から、2022年度にNNDBの業種区分を見直し、細分化等を実施。	● 今後も、マッチングの成約率向上に向けて、データベースを分析し、マッチングに効果的な情報の粒度を高めるなど、改善に取り組む。	
	7	● 併せて、データベースの改修状況等に応じて、M&Aプラットフォームの取組等も参考にしつつ、事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けに、データベースに登録する情報の内容等に関するマニュアルの整備等を行う。	● 2022年度に、データベースの備考欄の記載について、原則、希望する譲受側の所在地や条件を記載することを義務づける運用に改めたことに伴い、2022年度は事業承継・引継ぎ支援センターの職員に備考欄の記載方法に関する研修を24回、213名に対して実施。 ● システム改修部分について、マニュアルの更新と研修等によるセンターへの周知を実施。	● 2023年度以降も、定期的にシステム改修に伴うデータベース関連のマニュアル更新を行うとともに、事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けの研修等を行う。	
	8	● 事業承継・引継ぎ支援センターの業務について、感染症への対応も念頭に、デジタルによる支援を可能とする運用に改めるほか、手続の合理化を検討する。具体的には、まずは2021年度早期に、従来面談を必須としていた一次対応(窓口相談)を電話・Webでも可とする運用に改めるほか、原則として相談事業者からメールアドレスの提供を受けることとするなどの取組を進める。	● 2022年度のWeb相談対応件数は483件(前期比+14件)。 ● 原則として相談事業者からメールアドレスの提供を受けることとしたほか、一部書式の押印廃止は対応済。	● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターの手続の合理化、デジタル化を検討し、必要な改善を図る。	—
	9	● また、2021年度中に、早期のマッチング成約を実現する観点から、事業承継・引継ぎ支援センターの一次対応から三次対応のそれぞれについて標準対応期間を設定するほか、広域連携も推進する観点から、事業承継・引継ぎ支援センター間のマッチングの成約実績の評価に際して、譲渡側センター0.5件、譲受側センター0.5件のカウントから、譲渡側センター1件、譲受側センター1件に改める。	● 前回相談対応から6ヵ月経過した場合に相談者に次の対応を促すためのアラート機能を利用しつつ、適切なタイミングでフォローアップすることで、必要な支援を継続的に実施した。 ● 2022年度は、全ての事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、長期滞留案件のフォローアップを行い、案件ごとの現状把握をするとともに、相談案件の棚卸を行い、譲渡相談案件における終了件数は4,704件(前年比+2,553件)となった。	● 2023年度からは、評価項目に関してセンターでの期日管理の比重を増やし、滞留案件のフォローアップの更なる充実を図るとともに、早期のマッチング成約に向けた適切な支援を行う。	—
取組②: 事業承継・引継ぎ支援センター職員の人員強化、業務標準化					
	10	● 2021年度及び2022年度において、優秀なM&A支援人材や経営者OB人材を全国的に公募し、地方の事業承継・引継ぎ支援センターへの配置等を行う取組を試行する。その上で、本取組の有効性を検証し、2023年度において必要に応じて全国展開を行う。	● 2021年度及び2022年度に、M&A支援の実務経験を有する人材の全国公募を試行的に行い、これまでに7箇所の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて民間企業からの出向受入れを実現。 ● 2022年度までに受け入れた事業承継・引継ぎ支援センターにおける業務効率化や運営改善の例を整理し、全国の事業承継・引継ぎ支援センターに共有。	● 2023年度を含め、今後、全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、民間企業からの出向受入れ等を行えるようにルールを整備。公募を行う際は、中小企業庁のホームページにおいても公募情報を掲載し、全国的に周知する。	● 2023年度に実施をしている民間企業からの出向受入れの実施状況を踏まえつつ、事業承継・引継ぎ支援センターにおける業務効率化や運営改善に貢献できる人材を受け入れるための更なる方策を検討する。
	11	● また、2021年度及び2022年度において、事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援や職員の人材育成の取組等を分析し、中小M&A支援に係る専門技術的なスキルだけでなく、ヒューマンスキルやITスキル等も含め、必要な人材育成カリキュラムを検討する。その上で、2023年度から、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けの定期的な人材育成を大幅に強化する。	● 2022年度は、センター職員のヒューマンスキル向上に資する人材育成については、3つのテーマ(マネジメント、リスクマネジメント、コミュニケーション)のカリキュラム開発を行い、動画研修の制作を行った。	● 2023年度以降は、中小企業基盤整備機構が主体となり、センター職員のさらなる人材育成、専門性の強化のため、階層別研修を実施予定。また、セカンド・オピニオンへの対応についても、センターの対応状況を確認しつつ、事例の蓄積を行う。また、動画研修においては、研修の質の向上に向けて、確認テストにも対応をするべく学習管理システムの導入等を検討する。	● 事業承継・引継ぎ支援センターに対してセカンド・オピニオンへの期待・要請が高まっていることから、センターによく寄せられるセカンド・オピニオンの内容を収集・把握した上で、対応事例等として蓄積し、センターに対する研修等を通じて対応力を強化する。
	12	● 併せて、2021年度より、事業承継・引継ぎ支援センターの業務標準化や底上げを行うため、中小企業基盤整備機構の地域本部に、中小M&A支援など、事業承継支援の専門家である「中小企業アドバイザー(事業承継・引継ぎ支援)」を配置し、管内の事業承継・引継ぎ支援センターに伴走して地域の実情等も踏まえつつ支援を行う。	● 2022年度、地域本部に配置した中小企業アドバイザー(事業承継・引継ぎ支援)は、各都道府県にある事業承継・引継ぎ支援センターへの訪問等を通じ、全国で852件の助言を実施した。	● 引き続き、各地域本部の中小企業アドバイザー(事業承継・引継ぎ支援)と全国本部が連携し、各地域の事業承継・引継ぎ支援センターの支援の底上げ等を図っていく。	● 地域において持続的に自律した事業承継支援が行える体制基盤を整備するため、中小企業基盤整備機構により、各地域の商工団体や金融機関、その他支援機関に対して事業承継支援体制の基盤構築支援(支援機関支援)を行うとともに、地域本部に配置された「中小企業アドバイザー(事業承継・引継ぎ支援)」により、管内の事業承継・引継ぎ支援センターに伴走し行う支援について、毎年度その取組の検証・評価を行う。
課題①-Ⅱ: 潜在的な譲受側(創業希望者等)の掘り起こし不足					
取組①: 創業支援事業等との連携					
	13	● 2021年度から、認定連携創業支援等事業者が実施する創業塾や創業セミナーにおいて、経営資源引継ぎ型創業を含め、中小M&A支援措置等に関する情報の周知を図るとともに、経営資源引継ぎ型創業を希望する者に対して、創業支援機関から事業承継・引継ぎ支援センターの後継者人材バンクへの登録を促すなど、中小企業庁が地方自治体とも協力して創業支援事業との連携を強化する。	● 後継者人材バンクについて、2022年度は、後継者人材として1,345件の新規登録があり、累計登録者数は6,962名。	● 後継者人材バンクへの登録者数を増やすために、各地域にある創業支援施設等において、後継者人材バンクの紹介を行う等、周知・広報を進める。	● 各地域にある創業支援施設等と連携するなど、経営資源引継ぎ型創業や起業を希望する者に対して、創業支援機関等を通じて事業承継・引継ぎ支援センターの後継者人材バンクへの登録を促す。
	14	● 2021年度に、一部の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、M&Aプラットフォームとの連携に加えて、オープンネームでのマッチングを含め、人材紹介プラットフォーム等との新たな形態での連携を試行する。その上で、本取組の有効性を検証し、本取組を行う事業承継・引継ぎ支援センターを徐々に拡大する。	● 2022年5月、オープンネームでのマッチングを含め、人材紹介プラットフォーム等との新たな形態での連携を試行するため、事業承継・引継ぎ支援センターからの提案を募集し、5センターにおいて、オープンネームマッチングの試行事業を実施。	● 2023年5月、全ての事業承継・引継ぎ支援センターに対して、オープンネームマッチングサービス提供者と連携をする場合の留意点を示した取組方針を通知。今後は、各センターにおける連携の取組や進捗状況などに応じて、必要な改善を図っていく方針。	● オープンネームマッチングサービス提供者と連携をしたセンターから、連携内容等に関する報告を受け、必要に応じて、取組方針の見直しを検討する。
取組②: 事業承継・引継ぎ補助金における新たな対象類型の創設(経営資源引継ぎ型創業)					
	15	● 2021年度に、事業承継・引継ぎ補助金において、経営資源引継ぎ型創業を促進するため、新たな類型である「創業支援型」を創設し、今後も本類型を支援する。	● 令和2年度第3次補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」において、「創業支援型」を創設し、これまでに154件を採択し、支援。	● 「事業承継・引継ぎ補助金」において「創業支援型」を設け、引き続き経営資源引継ぎ型創業を支援する。	—

課題②：安心できる取引を確保するための取組の不足				
取組①：事業承継・引継ぎ支援センターによる士業等専門家の活用支援				
	16	事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、外部専門家による税務面・法務面に関する相談対応や企業概要書の作成支援など、士業等専門家による中小M&Aの個別案件へのスポット支援を行っているところ、今後も中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	● 2021年度より、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会との連携を本格化。2022年度は各地域の実情に応じて勉強会等を実施する等、取組が進展。覚書等を締結している12地域において、弁護士が支援した連携案件は40件に上り、うち20件は成約に至った。	● 2021年度に開始した事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会との連携について、その取組を拡大するとともに、引き続き中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。
	17	地方の小規模・超小規模M&Aについても弁護士による必要な支援を充実させるため、2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会の連携強化に向けて、地域の実情に応じて弁護士の紹介やお互いの人材育成等を行う組織的な取組を開始する。その上で、継続的に当該取組の内容・効果の確認・検証等を行いつつ、2025年度までを目途に、当該取組を希望する地域で段階的に導入を進め、全国規模での当該連携強化を目指す。		2025年度までに、全国の実業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会との連携について、その取組を拡大するとともに、引き続き中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。
取組②：事業承継・引継ぎ補助金による支援（士業等専門家活用費用補助等）				
	18	事業承継・引継ぎ補助金において、デュエディリジェンス費用や企業価値算定費用など、士業等専門家の活用に係る費用を補助しているところ、今後も中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	●令和3年度補正予算事業より、本補助金を中小企業基盤整備機構の「中小企業生産性革命推進事業」に位置づけ、年間を通じて機動的かつ柔軟な支援を実現。令和3年度補正予算においても引き続き措置。	●今後、中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。
	19	なお、地域金融機関において経営支援事業を立ち上げ、更に事業内容を拡充しようとする取組が広がっているところ、本補助金の補助対象となる経費には、地域金融機関による中小M&A支援に係るアドバイザー費用等も含まれ得ることから、本補助金も一つのテコとして、地域金融機関に対して中小M&A支援のより一層の積極化を促す。	●「M&A支援機関登録制度」において、地域金融機関(地方銀行、信用金庫、信用組合)は、144件の登録がなされており、本補助金も一つのテコとなり、地域金融機関が中小M&A支援に取り組んでいる。	●今後、地域金融機関に対して中小M&Aの支援のより一層の積極化を促していく。
取組③：表明保証保険の推進によるリスクの低減				
	20	中小M&Aの市場が未だ黎明期である中、着実に中小M&Aを推進していく一環として、中小M&Aのリスク低減に向けて、中小企業による表明保証保険の活用を広く促すことが必要であることから、2021年度から表明保証保険の市場が活性化するまでに必要な間の特例措置として、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含める。表明保証保険に関しては、損害保険会社に対して匿名性を確保した上で事故等の情報提供を求めることとし、国として、中小M&Aの実態をより正確に把握することで、必要に応じて、より安心な取引の確保に向けた検討を行う。 なお、表明保証保険の推進は、大規模・中規模M&Aにおいても重要である。	●「事業承継・引継ぎ補助金」において、令和3年度当初予算事業より、表明保証保険の保険料を補助対象に追加し、継続的に支援。	●今後、表明保証保険の市場が活性化するための間、「事業承継・引継ぎ補助金」の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含めるとともに、中小M&Aにおける表明保証保険の活用状況や活用に当たっての課題等を把握し、必要な対応を検討する。
大規模・中規模 M&A の円滑化				
課題①：中小企業における M&A に関する経験・人材の不足				
取組①：簡易な企業価値評価ツールの提供				
	21	中小企業がM&Aの実施に当たっておおよその参考のできる自社の企業価値を簡易に評価できるツールを提供するため、2021年度において、一部の事業承継・引継ぎ支援センターでの試行的な活用等を通じて、中小企業に必要な機能等を明らかにする。その上で、遅くとも2023年度中を目途に、事業承継・引継ぎ支援センターの業務に応じたツールの活用等を本格的に開始する。	● 2021年度に、企業価値評価手法の分類や活用実態の調査、及び企業価値評価ツールの活用に関する調査を実施。また、2022年度に複数の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、2023年度以降の本格的な実装を目指したツールの実証事業を実施。	● これまでの取組を踏まえ、全国の実業承継・引継ぎ支援センターにより相談者の企業価値を算定することが困難であることから、M&A支援機関登録制度の実績報告により分析された譲渡価額と純資産との関係などの情報提供の充実にも努めていく。
	22	なお、こうしたツールの活用等は、小規模・超小規模M&Aにおいても有用であり、小規模・超小規模M&Aにおいても必要な支援を行っている。		M&A支援機関登録制度に基づく実績報告の結果を公表するとともに、引き続き情報の充実を図っていく。
取組②：事業承継・引継ぎ補助金等による支援（デュエディリジェンス、セカンドオピニオンの推進等）				
	23	事業承継・引継ぎ補助金において、デュエディリジェンス等に係る士業等専門家の活用費用を補助しているところ、2021年度からは更に他のM&A支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンも補助対象とすることを明示し、今後も中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	●「事業承継・引継ぎ補助金」の「専門家活用型」において、令和3年度当初予算事業より、セカンドオピニオンも含めて補助対象とすることを明示し、継続的に支援を実施。	●今後、中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。
	24	また、デュエディリジェンスを推進するため、中小企業等経営強化法において、経営方向上計画に基づきM&Aによる経営資源集約化を実施する際に行うデュエディリジェンスについて、中小企業信用保険法の特例の対象として、必要な資金に係る債務保証を措置する改正法案を第204回国会に提出した。	● 2021 年 8 月から具体的な執行を開始し、2022年度まで経営資源集約化に資する税制及び信用保険法の特例、債務保証の前提となる計画の認定件数は146件。	● 今後も、更なる活用促進に向けて広報活動等に取り組む。
課題②－Ⅰ：M&A 前後の取組の不足				
取組①：よろず支援拠点における経営戦略策定の支援				
	25	各都道府県に設置されているワンストップ総合窓口である「よろず支援拠点」において、感染症による影響も踏まえ、ウィズコロナ／ポストコロナ社会に対応した経営戦略の策定など、中小企業が抱える様々な経営課題に引き続き対応する。特に、M&A等により経営基盤を強化し、中堅企業への成長を促すため、意欲のある中小企業に対する積極的な支援をすべく、例えばPMIも含めてM&Aの段階に応じて専門機関への橋渡しを行うなど、官民双方の支援機関との連携をより一層促進していく。	●全国のよろず支援拠点において、M&A 後の成長を志向する企業を含め、伴走支援を1 拠点あたり平均 7社実施。	● 今後、PMI支援メニューの促進を図るべく、よろず支援拠点との連携を強化していく。
取組②：中小 M&A における PMI への段階的な支援の充実（中小 M&A における PMI に関する指針の策定等）				
	26	2021 年度中に、中小M&Aにおいて望まれるPMIのあり方及びPMIの進め方を示すべく、中小M&AにおけるPMIに関する指針を策定する。その際、中小M&Aにおいては譲受側も中小企業であることが多く、必ずしも潤沢な予算や人材等のリソースを投入できないこと等を踏まえ、中小M&Aにおいて実務上対応可能な内容であることを意識するものとする。	● 中小 M&A における PMI を推進するため、2022 年 3 月に「中小 PMI ガイドライン」を策定して PMI の「型」を提示するとともに、専門家による伴走支援等の支援策をまとめた「中小 PMI 支援メニュー」を策定。 ● 中小PMIガイドラインの普及啓蒙のために、2023年3月、同ガイドラインを動画で解説する「中小PMIガイドライン講座」を公表。	● 今後、中小PMIガイドラインの普及を促進するとともに、必要に応じて見直しの検討を適宜行う。
	27	M&A支援機関は、中小M&AにおけるPMIに関する指針の内容も参考にしつつ、中小M&AにおけるPMI支援サービスの提供を検討し、2025年度までに一定程度の支援が提供されることを目指す。政府は、M&A支援機関の取組を後押しするべく、M&A支援機関におけるPMI支援サービスの提供状況等を踏まえつつ、必要な予算措置等の支援策を検討する。 なお、PMI支援は、小規模・超小規模M&Aにおいても重要であり、小規模・超小規模M&Aにおいても必要な支援を行っている。	● 中小企業診断協会と事業承継・引継ぎ支援センターの連携として、中小企業診断士を紹介する組織的な取組を開始し、中小企業診断士によるPMI支援の提供ができる環境の整備を実施。2023年7月現在、拠点は9拠点まで拡大(北海道、秋田、埼玉、千葉、新潟、福井、大阪、佐賀、沖縄)。 ● PMI支援人材の育成のために、中小企業診断協会の「中小企業の事業承継支援業務と知識体系」にて、PMIに関する項目を拡充。 ● 「事業承継・引継ぎ補助金」において、PMIの費用及びM&A成立前のPMIに関連する取組(プレPMI)の専門家活用に係る費用を補助対象に措置し、継続的に支援。 ● M&A案件の企業規模等に応じた中小PMIの支援の在り方等に関して、2023年度の事業にて実証に係る予算を措置。	● 2022年度に開始した中小企業診断協会と事業承継・引継ぎ支援センターとの連携について、その取組を拡大する。 ● PMI支援の市場が活性化するための間、「事業承継・引継ぎ補助金」を通じた支援を継続するとともに、中小企業のPMI支援の状況や支援の拡大に当たっての課題等を把握し、必要な対応を検討する。 ● 2023年度の実証結果を踏まえ、中小企業のPMIの普及や支援機関の増大に関し、効果的な施策を引き続き検討する。
取組③：経営資源集約化に資する税制や事業承継・引継ぎ補助金による支援（M&A 後の設備投資・販路開拓の支援等）				
	28	令和3年度税制改正において経営資源集約化に資する税制を措置し、本税制措置の一つとして、設備投資額の10%の税額控除(※資本金3,000万円超の中小企業者等の場合は7%)、又は全額即時償却を認めることとしたところであり、本税制措置の活用を促すべく、周知広報等を行う。	● 集約化税制に関するリーフレットや手続きの手引きをHPに掲載し、中小企業支援機関、税理士団体等へ周知広報を実施。	● 今後、経営資源集約化関連税制の更なる活用に向けた検討を行う。
	29	事業承継・引継ぎ補助金において、M&Aを含む事業承継後の設備投資や販路開拓等の新たな取組に係る費用を補助しているところ、今後も中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	●令和3年度補正予算事業より、本補助金を中小企業基盤整備機構の「中小企業生産性革命推進事業」に位置づけ、年間を通じて機動的かつ柔軟な支援を実現。令和3年度補正予算においても引き続き措置。	●今後、中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。
	30	また、事業再構築補助金により、事業再編を行い、新たな事業形態のもとに、ウィズコロナ／ポストコロナ社会に対応するための新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組を行う中小企業等を手厚く支援する。	● 令和 4 年度 2 次補正予算より、「中小企業等事業再構築促進事業」(5,800 億円を措置)を実施。ポストコロナ及び・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応すべく、新たに物価高騰対策・回復再生応援枠、成長枠、産業構造転換枠、サプライチェーン強靱化枠を創設するなど、日本経済の構造転換を促していく。現在第 10 回公募の審査中。	● 引き続き中小企業者等を支援すべく、令和5年度末までにあと2回程度の公募を実施予定。

課題②ーⅡ：中小企業向けファンドのすそ野の狭さ				
取組①：中小企業向けファンドによる支援の取組に関する周知広報				
	31	中小企業が必要に応じてファンドに支援を求められるよう、ファンドによる支援の内容等について中小企業の理解を促すため、2021年度中に官民が一体となってファンドによる中小M&A支援の内容や具体的な事例を分かりやすく整理し、中小企業向けに継続して広報を行う。	● 金融小委員会中間取りまとめにおいて、ファンドによるM&A支援の内容や具体的事例を整理し、周知広報を実施。 ● また、「中小エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイドンス」をとりまとめ、ファンドを含む出資者による支援内容、利点や留意点、支援事例等についても、分かりやすく整理。	● 引き続き中小企業の理解を促すため、ファンドを含む出資者による中小M&A支援の内容や具体的な事例を周知する。 中小企業が必要に応じてファンドを含む出資者に支援を求められるよう、「中小エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイドンス」を周知し、支援内容、利点や留意点、支援事例等についての中小企業の理解を促す。 また、中小企業基盤整備機構のHP等を通じ、ファンドによる中小M&A支援の内容や具体的な事例等を中小企業向けに継続して広報を行う。
取組②：中小企業経営力強化支援ファンド出資事業を通じた中小企業向けファンドのすそ野の拡大				
	32	中小企業基盤整備機構が行う中小企業経営力強化支援ファンド出資事業において、後継者不在の中小企業等を譲り受けて自ら経営者として企業の再成長を実現させようとする経営者候補（サーチャー）に対して資金等の支援を行うサーチファンドを含め、中小M&Aを支援する新たな形態や新たなプレイヤーによるファンドの組成を重点的に支援する。	● 中小機構が2022年8月1日に「ジャパン・サーチファンド・プラットフォーム投資事業有限責任組合」、8月10日に「地域未来共創 Search ファンド投資事業有限責任組合」に出資を行う組合契約を締結。	● 支援済みのサーチファンドの投資状況等をモニタリングしつつ、サーチファンドを含め、中小M&Aを支援する新たな形態や新たなプレイヤーによるファンドの組成を重点的に支援する。 中小企業基盤整備機構が行う中小企業経営力強化支援ファンド出資事業において、後継者不在の中小企業等を譲り受けて自ら経営者として企業の再成長を実現させようとする経営者候補（サーチャー）に対して資金等の支援を行うサーチファンドを含め、中小M&Aを支援する新たな形態や新たなプレイヤーによるファンドの組成を重点的に支援する。
	33	また、地域金融機関を出資者として、当該地域金融機関と連携して、地域の中小企業を重点的に支援するファンドや、後継者となる経営者候補によるマネジメント・バイアウト（MBO）を支援するファンドなど、従来のPEファンドよりも投資リターン目線は低いが、幅広い中小企業のニーズに即して中小M&Aを支援するファンドの組成を後押しするため、中小企業経営力強化支援ファンド出資事業において、他の投資家に優先分配を行える仕組みを措置するなどの特例措置の創設について、2021年度中に検討を行い、結論を得る。	● 2023年1月に、優先分配にかかる措置を創設以降、中小企業強化支援ファンド出資事業において、7月現在、2件の利用実績がある。	● 今後も、更なる活用を目指していく。
中小 M&A に関する基盤の構築				
取組①：事業承継ガイドラインの改訂等				
	34	中小企業の経営者が事業承継の課題やプロセスを理解することを促すとともに、中小企業の事業承継支援の標準を確立するため、2016年に策定された事業承継ガイドラインについて、2021年度中にその後の状況変化等を反映した改訂版を策定する。	● 2022年3月に、「事業承継ガイドライン」を改訂。	● 円滑な事業承継に向けて、今回改訂した「事業承継ガイドライン」等の内容を参考にしつつ、各支援機関による支援を進める。
	35	また、事業承継を先送りしている中小企業経営者やその親族等に対し、早期の事業承継や経営資源引継ぎの取組に着手することを促すため、様々なメディアを活用した広報やPR施策を集中的に実施する。	● 2022年度はテレビ、新聞広告、Web等の多様な媒体を用いて、主に中小企業経営者に対して事業承継・引継ぎ支援センターの周知を中心に、早期の事業承継の促進を目的とする広報活動を実施。	● 2023年度も引き続き、早期の事業承継を促すための周知広報を、多様な媒体を用いて実施する。
取組②：取引事業者、業界団体、商工団体、地域金融機関、土業等専門家等からの事業引継ぎ等に関する早期かつ継続的な、親族等のステークホルダーを含む対話の推進				
	36	個々の企業が、M&A等の事業承継支援を含めた企業間連携の推進等を宣言する「パートナーシップ構築宣言」について、更なる普及拡大を図るため、労使代表や業所管省庁から各業界団体を通じて「宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施し、2021年度中に2,000社の宣言を目指す。	● 労使代表や業所管省庁から各業界団体を通じて「パートナー構築宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施し、現在、27,865社が宣言。	● 今後も、大企業を含め、宣言数の拡大に向けた周知を行うとともに、フォローアップ調査等を通じた実効性の強化に取り組む。
	37	取引事業者、業界団体、商工団体、地域金融機関、土業等専門家等、親族等のステークホルダーに対して、事業引継ぎに関する早期かつ継続的な対話を促すため、2021年度から、地域独自の課題やニーズを踏まえた対話促進の普及啓発イベントを実施する。	● 中小企業基盤整備機構の地域本部及び地方経済産業局が連携し、地域の状況に応じた事業承継・引継ぎに係る啓発イベントを開催。	● 今後も、地域独自の課題やニーズを踏まえた対話促進の普及啓発イベントを実施する。 中小企業基盤整備機構が2021年度から実施している地域独自の課題やニーズを踏まえた対話促進の普及啓発イベントについて、持続的な効果が期待されるイベントの要素の抽出などより効果的なイベントの実施のための効果検証を行いつつ、引き続き、事業引継ぎに関する早期かつ継続的な対話を促す取組を推進する。
取組③：企業健康診断への発展的な見直し等				
	38	中小企業経営者の気づきを継続的に促し、M&Aを含む事業承継に向けた具体的な行動につなげる診断や計画策定支援を行うべく、2021年度及び2022年度に、事業承継に係る診断から計画策定までの取組について、ナッジの活用や、企業価値評価ツールとの連携等を検討し、事業承継を含め、日頃から企業価値の維持・向上を意識した経営を促す「企業健康診断」へ発展的に見直す。その上で、2023年度以降、全国の実業承継・引継ぎ支援センターや事業承継ネットワーク構成機関における活動の一助として、新たな取組の実施を促進するとともに、事業承継ネットワーク構成機関毎の情報を集約化し、今後の施策立案等に活用する仕組みを構築する。	● 現状の事業承継診断票は、初期相談時におけるドアノックツールとして有効なものの、診断結果による企業の課題の抽出や、次の行動への後押しには至らない、という課題を踏まえ、事業承継診断のあり方を継続的に検討し、現行の事業承継診断シートについては、ドアノックツールとしての有効性を再評価し、簡素化のための見直しをすることとした。	● 事業承継診断について、初期相談時におけるドアノックツールとしての有効性を再評価するとともに、事業承継の検討に当たって有用な情報が提供できるものとするため、簡易な項目へと見直しをし、加えてローカルベンチマークなど日頃の企業価値の維持・向上に貢献するツールを紹介する様式を全国の実業承継・引継ぎ支援センター及び事業承継ネットワーク構成機関に提供し、2024年度以降の実装を目指す。 事業承継診断について、初期相談時におけるドアノックツールとしての有効性を再評価するとともに、事業承継の検討に当たって有用な情報が提供できるものとするため、簡易な項目へと見直しをし、加えてローカルベンチマークなど日頃の企業価値の維持・向上に貢献するツールを紹介する様式を全国の実業承継・引継ぎ支援センター及び事業承継ネットワーク構成機関に提供し、2024年度以降の実装を目指す。
課題②：中小 M&A を行う上での制度的課題の存在				
取組①：所在不明株主の株式の買取り等に要する期間の短縮（会社法の特例の創設）				
	39	現行の会社法上の手続（会社法第197条及び第198条）では、所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しないことを要するところ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」において、経済産業大臣の認定を受けた場合に限り、当該「5年」という期間を「1年」に短縮する特例を創設する内容の改正法案を第204回国会に提出した。	● 2021年8月から具体的な執行を開始し、パンフレット、各種土業団体及び研修等を通じた周知・広報を実施。2022年度には活用例も確認された。	● 制度活用の促進に向けて、引き続き周知・広報に取り組む。
取組②：M&A 手法の選択の幅を狭める制度的課題（例：許認可等承継）への対応				
	40	「中小企業等経営強化法」は事業譲渡等の際に一定の許認可等の承継を認める特例を設けており、「中小企業等経営強化法施行令」において当該特例の対象となる許認可等が指定されている。この対象となる許認可等の拡充等について、許認可等の所管省庁と協議を行うなど、引き続き検討を行う。また、2021年度中に、中小M&Aにおける許認可等の承継の取扱いについて情報を整理し、周知広報を行う。	● 2022年3月に改訂した「事業承継ガイドライン」、及び同月に策定した「中小PMI ガイドライン」において、許認可等の承継・引継ぎ時の取扱いについて掲載。 ● 中小企業等経営強化法の許認可等の承継の特例について、その実務上の論点や許認可等の所管官庁における法改正等を注視。	● 制度活用の促進に向けて、引き続き周知・広報に取り組む。また、許認可等の承継の特例について、その実務上の論点等を注視していく。
取組③：経営者保証解除に関する制度・事業の周知広報、事業承継支援との連携強化				
	41	中小企業等に対する経営者保証ガイドラインや経営者保証コーディネーターの支援内容等の周知・浸透に向けて、マスメディア等を通じた広報だけでなく、ターゲットを絞ったダイレクトメールの発送とその後の継続的なアプローチを行うとともに、政府系及び民間の金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等も活用しつつ、経営者保証解除に前向きな取組事例の収集と横展開、融資現場への個別説明会等に積極的に取り組む。	● 経営者保証ガイドラインについて、内容だけでなく、「経営者保証を外すことができるかもしれない」という趣旨が読み手に伝わるようデザインされた新しいチラシを作成の上、商工団体の青年部や日本政策金融公庫を通じた広報を実施中。 加えて、中小企業庁において、経営者保証ガイドラインの要件充足に向けて中小企業や支援機関がどのような取組を行い、解除することでのどのような効果があったかを紹介する好事例集を公表。 また、事業者が経営者保証に依存しなくても融資を受けられるような事業者に成長することを目的に、事業者や支援者が収益力改善やガバナンス体制の整備を行うに当たって、目線合わせに参照できる「収益力改善支援に関する実務指針」を策定。 従来、事業承継時に経営者保証の解除を支援していたところ、中小企業活性化協議会において、支援対象を事業承継時以外にも拡充。現在は、経営改善計画策定支援や早期経営改善計画策定支援における実務指針の活用を促進している。	● 2023年4月より、中小企業活性化協議会において、従来の収益力改善支援に加え、事業者におけるガバナンス体制整備支援を行っており、経営者保証に依存しなくても融資を受けられる事業者に成長できるよう支援を続けるほか、前述した実務指針を支援機関においても活用してもらえよう促進する。
	42	事業承継診断等の際に経営者保証解除に関する項目を追加することで、経営者に承継時の経営者保証解除という選択肢があることへの気づきを与えとともに、経営者保証コーディネーターによる円滑な支援を実施するべく、事業承継・引継ぎ支援センターと経営者保証に関するニーズを有する取引先を抱える外部支援機関等との連携を強化する。		
	43	2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センター内において、事業承継支援と一体化した経営者保証解除支援を実施するため、情報共有に係る業務フローや事業承継計画を見直す。		
課題③：中小企業における M&A 支援機関に対する信頼感醸成の必要性				
取組①：M&A 支援機関に係る登録制度等の新設				
	44	2021年度中に、事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の登録制度を創設し、M&A支援機関の活用に係る費用の補助については、予め登録された機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とすることとする。また、登録したM&A支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口も創設する。	● 2021年8月より、M&A支援機関登録制度の運用を開始し、3,117件(2022年度末時点)が登録。 ● また、登録M&A支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口を設置、2022年度は18件の情報提供を受け付けた。 ● 2023年5月、登録M&A支援機関が、M&A支援機関登録制度の要件の逸脱が確認された場合には、登録取消等を行うことを定めた取消要領を公表。	● M&A支援機関に係る登録制度について、登録したM&A支援機関が毎年度行う中小M&Aの成約実績等の報告内容を充実していく。また、登録したM&A支援機関による支援の状況を継続的に把握しつつ、不適切な支援が確認された場合には、登録取消要領も踏まえ、適切に対応していく。 M&A支援機関に係る登録制度について、登録したM&A支援機関が毎年度行う中小M&Aの成約実績等の報告内容を充実していく。また、登録したM&A支援機関による支援の状況を継続的に把握しつつ、不適切な支援が確認された場合には、登録取消要領も踏まえ、適切に対応していく。
	45	M&A支援機関に係る登録制度については、中小M&Aガイドラインの遵守を宣言することなどを要件とし、登録したM&A支援機関に毎年度の中小M&Aの成約実績等の報告を義務づけることも検討する。その上で、M&A支援機関に係る登録制度の運用を速やかに開始し、M&A支援機関による支援を継続的に把握しつつ、不適切な事例への対応が必要と判断される場合には、更なる制度的な仕組みの強化を検討する。		

取組②:M&A 仲介等に係る自主規制団体の設立						
		46	M&A支援機関、特に利益相反が懸念されている仲介業者において、中小M&A仲介の公正・円滑な取引を促し、もって中小M&A仲介の健全な発展と中小企業の保護を図ることを目的に、中小M&Aの仲介業を営む者等を会員とする自主規制団体を2021年度中に設立する。そして、団体設立後は、①中小M&Aガイドラインを含む適正な取引ルールの徹底、②M&A支援人材の育成のサポート、③仲介に係る苦情相談窓口等の活動を行い、中小企業が安心して支援を受けられる環境の整備に努める。	● 2021年10月に、上場仲介業者5者によって「一般社団法人M&A仲介協会」が設立。2023年7月現在、幹事会員3社、正会員(仲介会員)7社、正会員(金融会員)6社、協賛会員2社で構成。 ● M&A仲介協会では、中小M&Aガイドラインの啓発活動、M&A支援人材の育成サポート(資格の企画協力、オンライン講座等の提供)、苦情相談窓口の設置などを行った。	● M&A仲介協会は、中小企業庁と連携しつつ、従前の取組を継続するほか、倫理規程や広告、コンプライアンス等に関する適正な取引ルールを整備し、会員に対し遵守を求め、また、会員を対象とした研修やセミナー開催等を通じたM&A支援人材の育成機会を設け、会員に対し従業員の参加を促し、加えて、M&A仲介協会の取組の普及の観点から会員増加に努めることにより、中小企業が安心して支援を受けられる環境の整備に努める。	M&A仲介協会は、中小企業庁と連携しつつ、従前の取組を継続するほか、倫理規程や広告、コンプライアンス等に関する適正な取引ルールを整備し、会員に対し遵守を求め、また、会員を対象とした研修やセミナー開催等を通じたM&A支援人材の育成機会を設け、会員に対し従業員の参加を促し、加えて、M&A仲介協会の取組の普及の観点から会員増加に努めることにより、中小企業が安心して支援を受けられる環境の整備に努める。
取組③: 中小 M&A ガイドラインの普及啓発						
		47	中小M&Aガイドラインについて、M&A支援機関への浸透を図るため、事業承継・引継ぎ支援センター及び当該センターの登録民間支援機関に対して中小M&Aガイドラインの遵守を義務づけるなど、引き続き周知・徹底を行う。また、中小企業にM&Aに関する基本的な理解を促すため、引き続きセミナー等を通じた普及・広報を行う。	● ②中小M&Aガイドラインは、策定後3年を経過しており、その間のM&A支援機関の増加や支援実務の状況や懸念点を踏まえ、見直しに向けた検討を実施。	● 見直し後の中小M&Aガイドラインの浸透を図るため、積極的な普及・広報等を行う。	今後も継続的に、中小M&Aガイドラインの普及・広報等を行うとともに、支援機関における本ガイドラインの活用・遵守の状況について確認する。 また、健全な中小M&A市場の環境を整備するため、中小M&Aガイドラインの見直しを含めた適切な支援の在り方の実現に向けた検討を継続する。
事業再生・転廃業支援との連携						
課題①: 事業再生支援との連携強化の余地						
取組①: 事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会の連携強化						
		48	事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会の連携に関する効果的な取組を共有するなど、引き続き事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会の連携強化に取り組む。	● ②事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会(旧中小企業再生支援協議会)とが定期的に連絡会を実施するよう全国本部において指導するとともに、事業評価においても事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会との連携案件数を評価。 ● 2022年度には、事業承継・引継ぎ支援センターが中小企業活性化協議会を紹介した案件は85件(前期83件、前期比+2件)、事業承継・引継ぎ支援センターが中小企業活性化協議会から紹介された案件は105件(前期75件、前期比+30件)。	● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会の連携強化に取り組んでいく。	—
取組②: 事業再生局面における経営資源集約化に資する税制による支援						
		49	令和3年度税制改正において経営資源集約化に資する税制を措置することとなったところ、本税制はスポンサー型事業再生でも活用できるものであり、事業再生の場面においても、M&Aの効果を高める設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立の活用を促すべく、周知広報等を行う。	● 集約化税制に関するリーフレットや手続きの手引きをHPに掲載し、中小企業支援機関、税理士団体等へ周知広報を実施。	● 今後も、経営資源集約化関連税制の更なる活用に向けた検討を行う。	経営資源集約化に資する税制の更なる活用促進を検討する。
課題②: 転廃業支援との連携強化の余地						
取組①: 事業承継・引継ぎ支援センターにおける M&A、経営資源引継ぎ支援から、やむを得ず転廃業する場合の相談、専門家の紹介までの切れ目ない支援、土業等専門家等との連携強化						
		50	やむなく転廃業せざるを得ない場合においても経営資源引継ぎ支援へと切れ目なく円滑につなぐことができるよう、特に資産超過で円滑な廃業や清算が可能なケースを念頭に、2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会の連携強化に向けて、地域の実情に応じて弁護士の紹介やお互いの人材育成等を行う組織的な取組を開始する。その上で、継続的に当該取組の内容・効果の確認・検証等を行いつつ、2025年度までを目途に、当該取組を希望する地域で段階的に導入を進め、全国規模での当該連携強化を目指す。			
		51	また、転廃業を行う中小企業の中には、債務超過の状況にある中小企業も一定数存在する。その場合、現状ではそのほとんどが破産等の法的整理になるが、そのような中小企業であっても、私的整理による事業再生・廃業を実現し、地域経済への影響を最小限にするために、中小企業再生支援協議会との連携を行う。具体的には2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターによる廃業相談の対応時に、相談者の了解のもと、中小企業再生支援協議会の協力を得ながら、事業再生の可能性の見極め、私的整理による事業再生や廃業の相談を円滑に進められる体制を整備する。	● 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談の過程で転廃業に関する具体的な助言や支援が必要と判断した場合には、相談者の経営状況等に応じて、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会、弁護士、税理士をはじめとする土業等専門家を紹介するなどの対応を実施。	● 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談の過程で転廃業に関する具体的な助言や支援が必要と判断した場合には、相談者の経営状況等に応じて、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会、弁護士、税理士をはじめとする土業等専門家を紹介するなどの対応を実施。	事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談の過程で転廃業等に関する具体的な助言や支援が必要と判断した場合には、相談者の経営状況等に応じて、M&A・事業再構築・事業承継・廃業等の幅広い選択肢について、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会、税理士をはじめとする土業等専門家を紹介するなど、相談体制を整備する。
		52	事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談の過程で転廃業に関する具体的な助言や支援が必要と判断した場合には、相談者の経営状況等に応じて、よろず支援拠点や中小企業再生支援協議会、税理士をはじめとする土業等専門家を紹介するなどの対応を行っているところ、今後も中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。			
取組②: 事業承継・引継ぎ補助金による支援(廃業費用補助等)						
		53	事業承継・引継ぎ補助金において、M&Aを含む事業承継に伴う一部事業の廃業に係る費用を補助しているところ、今後も中小M&Aの実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。	● ②令和3年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」において、「廃業・再チャレンジ型」を創設し、事業承継・事業引継ぎを伴う場合だけでなく、一定の条件下で廃業のみも支援。 ● ②令和4年度当初予算においても同補助金において、「廃業・再チャレンジ型」を設置。	● 「事業承継・引継ぎ補助金」において、引き続き、廃業・再チャレンジ事業を措置し、廃業費の補助を継続。	—